

■議案第48号 高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継について

【要旨】

高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継については、同組合理約第12条の4において、「関係町が議会の議決を経てする協議をもって定める。」となっていますので、本町と中土佐町で協議を行うにあたり、議会の議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

- ・ 高幡西部特別養護老人ホーム組合の事務は、本町が承継する。
- ・ 組合の解散時における剰余金、未収金、剰余、不足については、本町に配分し、又は本町が負担する。
- ・ 決算の審査及び認定は本町が行い、その決算を議会の議決とともに中土佐町に通知する。
- ・ 中土佐町は、前項の通知があったときは、直ちに決算を公表する。
- ・ この協議についての疑義・記載のない事項は、両町がその都度協議し決定する。

【根拠法令】

高幡西部特別養護老人ホーム組合理約を変更する規約（抜粋）

（解散に伴う財産処分）

第12条の3 組合を解散する場合は、財産を処分するものとし、その配分方法等については、**関係町が議会の議決を経てする協議をもって定める。**

（解散に伴う事務の承継）

第12条の4 **解散に伴い事務を承継する町は、前条の規定を準用し定める。**

（決算の審査及び認定）

第12条の5 **解散後の決算の審査及び認定は、前条の規定に基づき事務を承継する町において行う。**